

実務研究

日本税務会計学会
平成25年9月 月次研究会



青木 丈 [神田]

国税不服申立制度の見直し

1. はじめに

昨年12月12日に与党より公表された平成26年度税制改正大綱及び同月24日に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱では、国税及び地方税に関する不服申立手続に関して、行政不服審査法の見直しに伴う大幅な改正案が示されている。本稿では、字数の関係から、国税に限定して、大綱に具体的に記載された項目について、その内容と意義を検討することとする。

2. 異議申立前置主義の廃止

現行の国税不服申立制度では、処分不服がある者は、青色申告者等の一部の例外を除き、原則として、まず、税務署長等の処分庁に対して異議申立てをし、かかる異議決定を経てから、国税不服審判所長に対して審査請求をしなければならない。さらにかかる裁判を経て裁判所に出訴することとされている。この改正により、異議申立前置主義が廃止され、処分不服がある者は、直接審査請求ができることになる。この改正の背景には、平成23年の国税通則法の改正によって、すべての納税者に処分時の理由付記が実施されることとされていることが影響しているものと考えられる。もっぱら法解釈について争いたい場合など、処分庁による処分の見直しは期待しづらいケースもあるので、直接審査請求できることとする改正は意義が大きい。

また、現行の審査請求の前置段階の「異議申立て」は、「再調査の請求（仮称）」に名称が改められる。この名称は、納税者に対して「税務調査のやり直し」というイメージを与え

3. 不服申立期間の延長

現行法上、処分があったことを知った日の翌日から2月以内とされている不服申立期間は（国通法77①）、3月以内に延長される。平成16年に行政事件訴訟法が改正され、取消訴訟の出訴期間が処分又は裁決があったことを知った日から6か月（改正前3か月）に延長されたこととの平仄の問題も見直されない。

また、この度の改正により、この閲覧請求権の対象に担当審判官の職権収集資料が加えられるとともに、謄写を求められることも可能となる。また、閲覧・謄写請求の主体に原処分庁も加えられる。

4. 審理関係人による物件の閲覧及び謄写の請求権の拡充

現行法は、審査請求人及び参加人に対して、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧請求権を認めている（国通法96、109⑤）。この度の改正により、この閲覧請求権の対象に担当審判官の職権収集資料が加えられるとともに、謄写を求められることも可能となる。また、閲覧・謄写請求の主体に原処分庁も加えられる。

国税審判官は、両当事者（審査請求人、原処分庁）の主張を整理するだけでなく、職権で自ら事実関係を調査することもできる。調査することのできる資料が閲覧・謄写の対象とされることは、審理の透明性や公正性に資するものとして有意義である。また、謄写権が規定されることは、複雑難解な税務の閲覧資料を書き写している現状からすれば、審査請求人の利便性に資するといえる。また、一般の税務行政においても、閲覧権と併せて広く謄写権も認められるようになることが期待される。

5. 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備

現行法は、担当審判官は、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがあったときは、その機会を与えなければならぬこととしている（国通法84①、101①）。この度の改正により、当該口頭意見陳述において、審査請求人の原処分庁に対する質問が認められることとなる。これは、対審性の観点から、審査請求人の手続保障の充実を図ろうとするものである。また、審理の迅速化を図る観点から、複雑な事件等について審理事項・手順を整理するための審理手続の計画的遂行に係る手続規定が整備される。

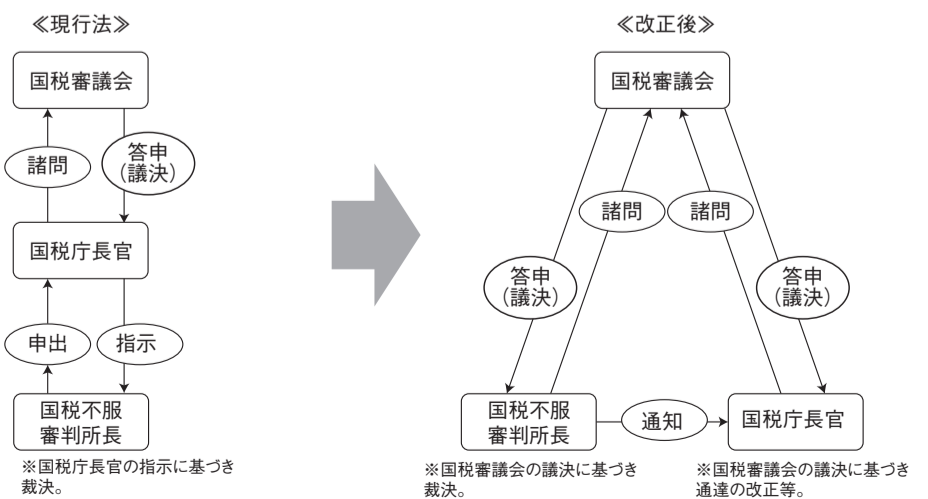
6. 国税通則法第99条の改正

現行国税通則法第99条は、国税不服審判所長が国税庁長官の法令解釈と異なる解釈による裁決又は重要な先例となる裁決をするときの手続につき規定する。この改正は、国税不服審判所の国税庁からの独立性を高めるものとして評価することができる。

7. 施行・適用日

大綱では、上記の改正は、国税通則法第99条の改正を除き、改正行政不服審査法の施行の日から適用することとされている。改正行政不服審査法の施行は、法務省の総務省によれば、成立から2年以内とされているので（総務省「行政不服審査制度の見直し方針（概要）」

国税通則法第99条の改正（イメージ）



8. おわりに

この度の改正は、国税通則法第99条の改正を除き、今通常国会で審議が予定されている行政不服審査法の改正に伴う整備法の一つとして国税通則法が改正されることにより結果するものである。行政不服審査法の改正は、平成18年頃から総務省において検討がはじめられ、平成20年には改正法案が国会に提出されたもの

かねないので、審査請求と選択制とされることも踏まえれば、納税者に対して誤解を与えないよう、救済制度としての位置づけを周知徹底するなどの行政庁の運営上の整備が必要である。